「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」を廃止する告示（案）に関する御意見の募集について

令和８年11月２日
厚生労働省大臣官房厚生科学課

「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」を廃止する告示（案）について、下記のとおり、御意見を求めます。

１．御意見募集期間
令和８年11月２日（月）～令和８年12月１日（火）（必着）

２．御意見募集対象
遺伝子治療等臨床研究に関する指針を廃止する告示（案）について（概要）

３．御意見の提出方法
御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」を廃止する告示（案）に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

（１） 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合
「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

（２） 電子メールを使用する場合
電子メールアドレス： hgee-info※mhlw.go.jp
厚生労働省大臣官房厚生科学課宛て
※意見の提出を装ってウイルスメールが送信される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用くださいますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。
※スパムメール防止のため、@を※としております。送信の際には恐れ入りますが、@（半角）に変換し、お送りください。
※ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に直接御意見を御記入ください。
※判別のため、件名は「「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」を廃止する告示（案）に関する意見」と明記して御提出ください。

（３） 郵送する場合
〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２

厚生労働省大臣官房厚生科学課宛て

４．御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、御意見を公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。